

～間取りの変更についてお悩みの県民のみなさまへ 専門家を派遣します～

## リノベーションアドバイザー派遣制度

平成26年5月より受付開始！

今のお住まいをライフステージに応じた間取りに改修したいとお考えの方、具体的な構想や計画をお見せいただければ、住まいの専門家（建築士）が現地に出向き、無料でアドバイスをします。（1物件につき1回限り）

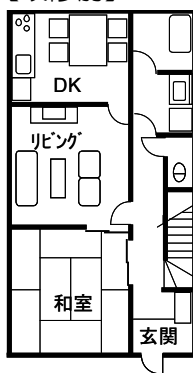
一戸建てでもマンションでも構いません。まずは下記までご相談ください。

### 「リノベーション」って？

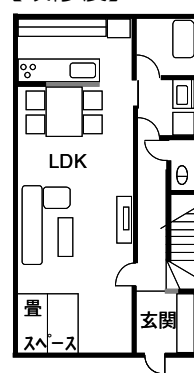
間取りから抜本的に見直し、全く違う部屋に造りかえることです。

※原則、壁の撤去や増設を含むものを対象とします。  
ただし構造による制限があります。  
また、外壁や屋根の改修、クロス等の内装や古くなった設備の取り替えなど、通常の「リフォーム」は対象となりませんのでご注意ください。

【改修前】



【改修後】



### たとえばこんな方に…

- ◎お子様の成長にあわせて部屋を改造したいが、間仕切り壁を取り払っても問題ないかと不安に思われている方。
- ◎在宅介護が必要な高齢者の方がお住まいのお家で、今の間取りのままでは介護しにくく、何とかしたいとお考えの方。
- ◎中古住宅を購入したが、間取りが気に入らないので改修したいとお考えの方。
- ◎住み手のいない空き家も、リノベーションで新築同様に生まれ変わらせることができます。

### 派遣対象となる方

- ① 戸建て住宅：既存住宅のリノベーション改修計画案をもつ下記のいずれかの県民
  - ア 住宅所有者
  - イ 借家人で、改修工事について建物所有者の承諾を得られる方
- ② 共同住宅：既存マンションの住戸についてリノベーション改修計画案をもつ下記のいずれかの県民
  - ア 区分所有者で、改修工事について管理組合の承諾を得られる方
  - イ 賃貸住宅のオーナー（1建築物に対し、1住戸を限度とする。）
  - ウ 借家人で、改修工事について区分所有者等の承諾を得られる方

### 〈お問い合わせ先〉 ひょうご住まいサポートセンター

電話：078-360-2536（平日の10時～12時、13時～17時）

URL：<http://support.hyogo-jkc.or.jp/>